
関する同意書（様式第1号の2）」を加え、同項第2号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に改め、「様式第2号）」の次に「又は特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書（様式第2号の2）」を加える。

様式第1号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に改め、同様式備考の3を削り、同様式備考の4を同様式備考の3とし、同様式備考の5を同様式備考の4とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

報告者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法第26条第2項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号等		
特別管理特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
陸揚げした日	漁獲量（k g）	個体の数
船舶等の名称		

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、県の機関、県の設置した地方独立行政法人（地方独

立行政法人法（平成15年法律第 118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

備考

- 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には、適宜欄を設けて記入するか別葉に記載した書類を添付することができる。
 - 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号等」の欄は、漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記入すること。
 - 3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄は、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入すること。
 - 4 「陸揚げした日」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。
-

様式第2号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に改め、同様式備考の4を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

報告者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法第30条第2項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量（k g）	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、県の機関、県の設置した地方独立行政法人（地方独

立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

備考

- 1 「許可番号又は免許番号」の欄は、許可（漁業法第57条第 1 項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。富山海区漁業調整委員会又は日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記入すること。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、記入しないこと。
 - 2 「陸揚げした日」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。
-

「同条第2号」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(人事企画室)

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第9号

本 庁
出先機関

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	総合政策課	総政	を
	広報課	広	
	政策推進室	政推	

政策推進室	政推	に、	富山港事務所	富港	を
広報課	広		富山空港管理事務所	富空	

富山港事務所	富港	に改める。
--------	----	-------

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(法務文書課)